

男女共同参画基本計画（第2次）案のポイント

①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野で積極的改善措置に自主的に取り組むことを奨励。

②女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報提供のワンストップ・サービス化。
- ・一旦家庭に入った女性の再チャレンジ（再就職、起業等）支援策を充実。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。

③男女雇用機会均等の推進

- ・雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための方策についての検討の結果を踏まえ適切に対応し、更なる男女雇用機会均等を推進。

④仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に推進。
- ・短時間正社員など質の高い多様な働き方を普及。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。

⑤新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野（科学技術、防災（災害復興を含む）、地域おこし・まちづくり・観光、環境）における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

⑥男女の性差に応じた的確な医療の推進

- ・医療関係者及び国民に男女の性差に応じた的確な医療についての知識の普及を図る。

⑦男性にとっての男女共同参画社会

⑧男女平等を推進する教育・学習の充実

⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・被害者の保護や支援等の施策の推進。
- ・女性に対する暴力の予防のための対策の推進。

⑩あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。